

(別添 2 - 1)

学 則

①商号又は名称	社会福祉法人 南海福祉事業会
②研修事業の名称	同行援護従業者養成研修
③研修の種類	「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成 18 年厚生労働省告示第 538 号)に基づく同行援護従業者養成研修
④研修課程	☒ 一般課程 ・ 応用課程 (実施する課程に○)
⑤事業者指定番号	28
⑥開講の目的	ノーマライゼーション社会において、障がい者のニーズは量的・質的に高まっている。こうしたニーズに応える同行援護従業者の養成を行う。
⑦講義・演習室 (住所も記載)	講義：大阪府高石市千代田 6 丁目 12 番 53 号 南海福祉看護専門学校 演習：大阪府高石市千代田 6 丁目 12 番 53 号 南海福祉看護専門学校
⑧講師の氏名及び 担当科目	講師一覧表 (別添 2 - 2) を参照。
⑨使用テキスト	同行援護従業者養成研修テキスト (中央法規)
⑩受講資格	1. 南海福祉看護専門学校介護社会福祉科及び介護福祉士養成科に在籍する者。 2. 同行援護サービスに従事しようとする者及び現に従事する者。
⑪広告の方法	1. 学校内にて案内する。 2. ホームページにて募集案内する。
⑫情報開示の方法	下記ホームページにて情報開示する。 http://www.nansen.ac.jp
⑬受講手続き及び本人確認の方法 (応募者多数の場合の対応方法を含む)	1. 本校学生に対しては、履修確認書の提出により決定する。 2. 受講申込書の提出及び受講料納付により決定する。 応募者多数の場合は先着順にて決定する。
⑭受講料及び受講料 支払方法	受講料：12,000 円 (税込) (本校学生は無料) テキスト代：2,640 円 (税込) (受講生負担で、開講式の時に持参して支払う)
⑮解約条件及び返金の有無	退校願の提出 受講途中で受講を取り止めても受講料は返金しません。
⑯受講者の個人情報 の取扱	個人情報保護規程策定の有無 (☒ 有 ・ 無) なお、修了者は大阪府の管理する修了者名簿に記載される。
⑰研修修了の認定方法	認定方法：修了を認定した者には修了証明書を交付する。 研修の修了年限：3 ヶ月

⑱補講の方法及び取扱	補講の方法：同一内容の講義・演習を別の日に新たに設定し、個別の対応で行う。講義（科目「（６）障がい者の人権」を除く。）に限り、 1， 200字以上のレポート提出をもって出席とみなす。 補講に要する費用：1時間につき5，000円
⑲課程免除の取扱	課程免除は行わない。
⑳受講中の事故等についての対応	1. 本校学生については入学時に学生・生徒災害傷害保険に加入済 2. 受講生に関しては本校を通じての保険加入はなし
㉑研修責任者名、所属名及び役職	氏名：一井 久子 所属名：南海福祉看護専門学校 役職：学校長
㉒課程編成責任者名、所属名及び役職	氏名：野村 脩 所属名：南海福祉看護専門学校 役職：学科長
㉓苦情等相談担当者名、所属名、役職及び連絡先	氏名：久保山 宗男 所属名：南海福祉看護専門学校 役職：事務長 連絡先：072-262-1094
㉔研修事務担当者名、所属名及び連絡先	氏名：武内 咲世、 竹下 彩菜 所属名：南海福祉看護専門学校 連絡先：072-262-1094
㉕修了証明書を亡失・き損した場合の取扱い	「養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取り扱いに関する要領」に基づき証明書を交付する。 ・証明書交付に係る費用：300円
㉖その他必要な事項	学校・実習施設までの交通費・昼食代等は、自己負担となります。

※1 大阪府からのお知らせ	大阪府同行援護従業者養成研修事業実施要領第2の2（1）より抜粋 【内容及び手続きの説明及び同意】 事業者は、受講の受付に際し、受講希望者に対し受講するために必要な費用等を明記した学則の内容及び研修を受講する上での重要な事項等を記載した書面等を配布するとともに、その説明を行い、かつ、あらかじめ受講希望者の同意を得なければならない。
---------------	---

※2 研修事業者の指定担当	大阪府 福祉部 地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課 人材確保グループ 電話：06-6944-9165
---------------	---